

吹田市水道条例の一部改正に係る骨子案

1 改正の趣旨

各市町村内の給水装置工事は、当該市町村が指定した指定給水工事事業者が施行するものとなっています。

令和6年能登半島地震では、被災地の指定給水装置工事事業者が被災したことに加え、様々な工事が集中したことにより指定給水装置工事事業者の確保が困難となり、給水装置の復旧が遅れ、断水状態が長期化しました。

このことを受けて、災害及び非常時において指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときには、他の市町村が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行することができるよう必要な例規改正をすることを検討するよう国土交通省から通知が出されました。

本市においても、水道条例において給水装置工事は本市が指定した指定給水工事事業者が施行する定めとなっており、災害及び非常時には指定給水装置工事事業者が不足する可能性があることから、災害及び非常時に本市以外の市町村が指定した指定給水工事事業者でも給水装置工事を施行することができるよう条例を改正するものです。

2 改正内容

吹田市水道事業管理者が非常災害のため必要があると認めるときは、本市以外の市町村が指定した指定給水工事事業者が本市給水区域内の給水装置工事を施行することができることとします。

3 施行予定年月日

令和 8 年 4 月 1 日